

昭和六十年建設省令第六号

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令
浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二十二...

(更新の登録)

第一条 浄化槽法(以下「法」という。)第二十一...

第二条 法第二十二条第一項に規定する申請書...

第三条 法第二十二条第二項に規定する国土交通...

一 工事業登録申請者(法人にあつてはその役員...

第四条 法第二十二条の規定により工事業登録申...

第五条 法第二十三条第一項に規定する浄化槽工...

一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代...

第六条 法第二十三条第三項の規定により登録簿...

一 浄化槽工事業登録簿(以下「登録簿」という。)

第七条 都道府県知事は、登録簿を閲覧に供する...

一 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を...

第八条 法第二十五条第一項の規定により変更の...

一 法第二十二条第一項第一号に掲げる事項の...

第九条 法第三十条の規定により浄化槽工事業者...

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて...

第十条 法第三十一条の規定により浄化槽工事業...

一 注文者の氏名又は名称及び住所

一 工事業登録申請者(個人である場合に限り)

二 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士

一 第一項第一号の誓約書 別記様式第二号

二 第一項第三号の調書 別記様式第三号

三 第一項第四号の調書 別記様式第四号

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて...

(登録簿の様式)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて...

一 浄化槽工事業登録簿(以下「登録簿」という。)

(登録簿の閲覧)

一 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を...

(変更の届出)

一 法第二十二条第一項第一号に掲げる事項の...

(帳簿の記載事項等)

一 注文者の氏名又は名称及び住所

(浄化槽設備士の氏名)

一 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び住所

(浄化槽工事業の届出)

一 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び住所

一 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び住所

(浄化槽工事業の届出)

一 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び住所

(浄化槽工事業の届出)

(浄化槽工事業の届出)

一 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び住所

(浄化槽工事業の届出)

(浄化槽工事業の届出)

一 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び住所

一 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び住所

(浄化槽工事業の届出)

一 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び住所

(浄化槽工事業の届出)

(浄化槽工事業の届出)

一 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び住所

(浄化槽工事業の届出)

(浄化槽工事業の届出)

一 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び住所

浄化槽設備士		浄化槽設備士	
氏名	登録番号	氏名	登録番号

別記様式第6号(第6条関係)

別記様式第6号(第6条関係)

浄化槽工事業者登録簿 贈付交付・閲覧請求書	
年 月 日	
住所 請求者() 氏名 ()	
知事 殿	
この請求書により、浄化槽工事業者登録簿(贈付交付・閲覧)を次のとおり請求します。	
1	贈付交付を請求しようとする浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号 氏名又は名称() 登録番号(知事(登)第()号)
2	贈付交付の枚数 ()
3	贈付交付・閲覧を請求する理由 ()

備考
1 「贈付交付・閲覧」については、不要のものを請求すること。
2 閲覧請求にあつては、1及び2の記載を要しない。
3 届出を行わずに、贈付交付又は閲覧が認められた事業者に該当する届出の届出
名は行けること。

別記様式第7号(第8条関係)
(略)
別記様式第8号(第9条関係)

別記様式第8号(第9条関係)

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(登)第()号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

別記様式第9号(第9条関係)

別記様式第9号(第9条関係)

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(届一)第()号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

備考
浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、
浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第10号(第10条関係)

別記様式第10号(第10条関係)

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号() 電話番号()
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る浄化槽設備士の氏名及び免状の交付番号	

別記様式第11号(第11条関係)
別記様式第12号(第12条関係)

別記様式第13号(第13条関係)

(表面)

第 号
所属
氏名

浄化槽法第53条第3項の立入検査員証

当該行政庁 印

年 月 日 発 行
年 月 日 限 有 効

(裏面)

浄化槽法抜すい

- (報告徴収、立入検査等)
- 第53条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。
- 一 浄化槽管理者
 - 二 浄化槽製造業者
 - 三 浄化槽工事業者
 - 四 浄化槽清掃業者
 - 五 第19条第3項の規定により受託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士
 - 六 指定検査機関
 - 七 第42条第1項第2号又は第45条第1項第2号に規定する指定試験機関
 - 八 第43条第4項又は第46条第4項に規定する指定試験機関
- 2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建築物に立ち入り、帳簿簿籍その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (罰則)
- 第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- 一～十 (略)
 - 十一 第53条第2項(同条第1項第7号又は第8号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第2項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第65条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、30万円以下の罰金に処する。
- 一～三 (略)
 - 四 第53条第2項(同条第1項第7号又は第8号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第2項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。